

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月4日
【会社名】	株式会社 P & P ホールディングス
【英訳名】	P & P Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山室正之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目36番10号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ピーアンドピー 取締役経営戦略本部長 白井 智章
【最寄りの連絡場所】	株式会社ピーアンドピー 東京都新宿区新宿三丁目27番4号
【電話番号】	株式会社ピーアンドピー 03-3359-7599（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社ピーアンドピー 取締役経営戦略本部長 白井 智章
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	3,283,437,564円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本届出書提出日現在において未確定であるため株式会社ピーアンドピーの平成24年3月31日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	10,933,100株 (注)1,2,3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注)1 株式会社ピーアンドピー(以下「ピーアンドピー」といいます。)の発行済株式総数109,331株(平成24年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社P & Pホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

2 普通株式は、平成24年5月10日に開催されたピーアンドピーの取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピーの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

3 ピーアンドピーは、当社の普通株式について、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1,2

(注)1 普通株式は、本株式移転により当社がピーアンドピーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるピーアンドピーの株主に対し、普通株式1株に対して100株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、ピーアンドピーの前事業年度末における株主資本の額(簿価)は3,283,437,564円であり、発行価額の総額のうち、1,384,091,970円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は「1 新規発行株式」に記載の普通株式について大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場申請手続きを行い、平成24年10月1日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場する予定であります。大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場申請手続きは、JASDAQにおける有価証券上場規程第3条第2項に基づいて行い、いわゆるテクニカル上場により上場する予定であります。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領22))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。(JASDAQにおける有価証券上場規程第15条)。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(1)株式移転の目的及び理由

ピーアンドピーは、メーカーと小売店、さらに消費者を繋ぐ架け橋となるべく、創業より企業の販売活動の支援サービスを展開してまいりました。主たるサービスであるSP0（セールス・プロセス・アウトソーシング）サービスは企業の販売活動を構成する販売戦略の立案から、集客支援や販売員派遣、調査業務といった一連の業務をワンストップで提供するサービスです。

特に、販売現場への人的サービス支援はSP0サービスの中心となるサービスであります。先行き不透明な経営環境の下、更なる発展を目指す為には、既存事業のサービス強化およびその周辺領域への積極的なサービス展開が経営課題であるとの認識に至りました。

そこで、第一ステップとして単独株式移転により持株会社を設立した後に、第二ステップとして当社の直下にピーアンドピー及びその関係会社を並列に配置する形にグループを編成することといたしました。

このことにより、当社は周辺領域へのサービス展開を目指したM & Aを含め、グループ全体の経営戦略を立案するとともに人材、資金、設備といった経営資源の適正配置を行うこととなります。併せて、経理、総務といったグループ全体の管理業務を一括して担うことで管理コストの削減も目指してまいります。

一方、各子会社においては事業の推進に専念することにより既存事業のサービス強化を推し進めてまいり所存であります。

これら施策を実効性のあるものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

(2)提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の概要

(1)商号	株式会社 P & Pホールディングス
(2)事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(3)本店所在地	東京都新宿区新宿三丁目36番10号

(4)代表者及び 役員の就任予定	代表取締役	山室 正之	現 ピーアンドピー 代表取締役社長兼営業本部長
	取締役	藤井 一夫	現 ピーアンドピー 取締役西日本事業本部長 兼関西支社長兼中四国営業所長
	取締役	下村 隆夫	現 ピーアンドピー 取締役営業本部副本部長 兼東日本事業部長兼営業3部長兼人材開発部長
	取締役	白井 智章	現 ピーアンドピー 取締役経営戦略本部長兼経営企 画部長兼事業開発部長
	取締役	荒木 聡	現 ピーアンドピー 取締役管理本部長兼カスタマー センター部長
	取締役	木徳 貴志	現 ピーアンドピー 取締役
	取締役	馬田 啓一	現 ピーアンドピー 取締役
	常勤監査役	玉井 幸雄	現 ピーアンドピー 常勤監査役
	監査役	杉山 浩	現 ピーアンドピー 監査役
	監査役	三木 敬裕	現 ピーアンドピー 監査役
(5)資本金	1,384,091,970円		
(6)純資産(連結)	未定		
(7)総資産(連結)	未定		
(8)決算期	3月31日		

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、ピーアンドピーは当社の完全子会社となる予定です。後記「 組織再編成後の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、ピーアンドピー及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。後記「 組織再編成後の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社であるピーアンドピーと関係会社の取引関係は、後記「 組織再編成後の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

組織再編成後の企業集団の概要

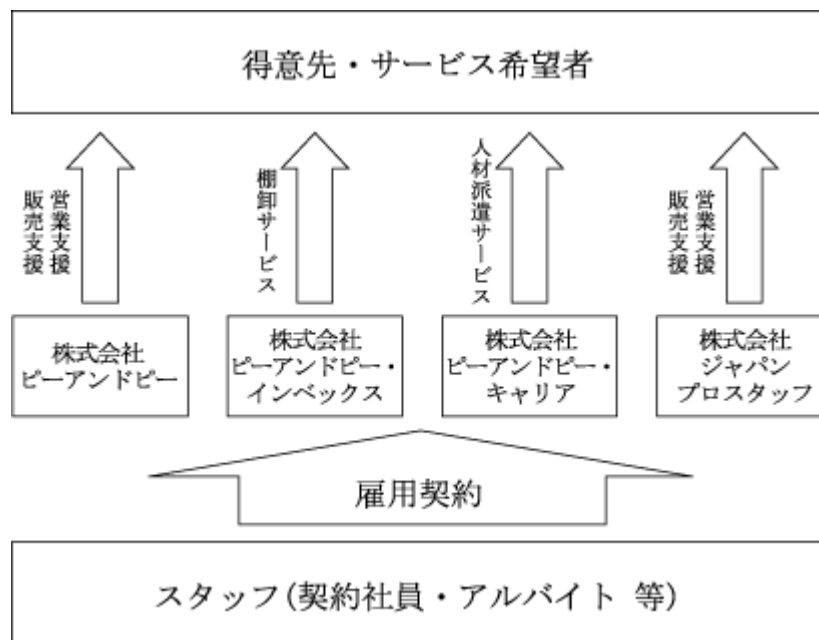
組織再編成後の当社とピーアンドピーの状況は以下の通りです。

ピーアンドピーは、平成24年6月20日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提 携等
連結子会社 ㈱ピーアンド ピー	東京都 新宿区	1,384,091	アウトソーシング事 業 人材派遣事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、ピーアンドピーは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日時点の状況は以下の通りです。

[事業系統図]



関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業内容	議決権の割合	関係内容
(連結子会社) ㈱ピーアンドピー・インボックス (注)1	東京都 新宿区	243,000	アウトソーシン グ事業(梱卸代 行サービス)	所有100.0%	経営指導 CMS(キャッシュ・ マネジメントシス テム)取引による資 金の借入 事務所の賃貸 役員の兼任2名

(連結子会社) ㈱ジャパンプロスタッフ (注) 1	東京都 新宿区	200,000	人材派遣事業	所有100.0%	経営指導 CMS(キャッシュ・ マネジメントシス テム)取引による資 金の借入 事務所の賃貸 役員の兼任2名
(連結子会社) ㈱ピーアンドピー・キャリア (注) 1、2	東京都 新宿区	100,000	人材派遣事業	所有100.0%	経営指導 CMS(キャッシュ・ マネジメントシス テム)取引による資 金の貸付 事務所の賃貸 役員の兼任4名

(注) 1 特定子会社であります。

- 2 ㈱ピーアンドピー・キャリアは、売上高(連結会社間相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

㈱ピーアンドピー・キャリア	売上高	3,686,692千円
	経常利益	11,514千円
	当期純利益	100,805千円
	純資産額	86,610千円
	総資産額	546,059千円

2【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成(公開買付け)に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

ピーアンドピーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成24年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成24年5月10日開催の同社取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるピーアンドピーの株主に対し、その保有するピーアンドピーの普通株式1株につき、当社の普通株式100株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピーの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています。(詳細につきましては、後記「2.株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」とおりであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社ピーアンドピー(以下「甲」という。)は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社である株式会社P & Pホールディングス(以下「乙」という。)を設立するため、以下のとおり株式移転計画(以下「本計画」という)を作成する。

第1条(株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、新たに設立する乙の成立の日において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(乙の定款記載事項)

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社P & Pホールディングス定款」に記載のとおりとする。

第3条(乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 山室 正之

取締役 藤井 一夫

取締役 下村 隆夫

取締役 白井 智章

取締役 荒木 聡

取締役 木徳 貴志

取締役 馬田 啓一(社外取締役)

2 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 玉井 幸雄(社外監査役)

監査役 杉山 浩(社外監査役)

監査役 三木 敬裕(社外監査役)

補欠監査役 佐藤 徹

補欠監査役 吉本信弘

3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

太陽 A S G 有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の甲の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、甲が乙の成立の日の前日現在発行している普通株式数の合計に100を乗じた数と同数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式100株の割合をもって割り当てる。

第5条（乙の資本金および準備金等の額に関する事項）

乙の成立の日における乙の資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

1,384,091,970円

(2) 資本準備金の額

552,622,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1号に定める新設型再編対価時価から上記(1)および(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権およびその割当て）

(1) 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行を予定している第5回新株予約権（その内容は別紙2「株式会社ピーアンドピー第5回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第5回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、乙の成立の日の前日現在発行している当該新株予約権1個あたりの目的とする株式の数が100倍の数の乙第1回新株予約権〔その内容は別紙3「株式会社P & Pホールディングス第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第1回新株予約権」という。〕を交付する。

(2) 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行を予定している第6回新株予約権〔その内容は別紙4「株式会社ピーアンドピー第6回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第6回新株予約権」という。〕の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、乙の成立の日の前日現在発行している当該新株予約権1個あたりの目的とする株式の数が100倍の数の乙第2回新株予約権〔その内容は別紙5「株式会社P & Pホールディングス第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第2回新株予約権」という。〕を交付する。

2 (1) 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第5回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

(2) 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第6回新株予約

権の新株予約権者に対し、その保有する甲第6回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第7条(乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成24年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会決議により、これを変更することができる。

第8条(株式移転計画承認株主総会)

甲は、平成24年6月20日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第9条(株式上場、株主名簿管理人)

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所JASDAQへの上場を予定する。

2 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条(剰余金の配当)

甲は、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり950円を限度とする剰余金の配当を行うことができる。

2 甲は、前項に定める場合を除き、本計画作成後乙の成立の日に至るまで、乙の成立の日より前の日を基準日とする、剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条(会社財産の管理等)

甲は、本計画作成後乙の成立の日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理および運営を行うものとし、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲の取締役会決議により、これを行う。

第12条(株式移転条件の変更および本株式移転の中止)

本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な悪化が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条(本計画の効力)

本計画は、第8条に定める甲の株主総会において、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

以上

平成24年5月10日

甲：東京都新宿区新宿三丁目27番4号

株式会社ピーアンドピー

代表取締役 山室正之

P & P ホールディングス定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 P & P ホールディングスと称し、英文では、P & P Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 通信機器の販売、販売代行およびレンタル業
- (2) 携帯電話、A D S L、光ファイバーなど各種通信回線・通信サービスの申込、申込受付の取次ぎおよび利用の促進
- (3) 食品・化粧品・家庭用電気製品などの卸売および販売業ならびに広告宣伝および販売代行業
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 有料職業紹介事業
- (6) 請負業務全般
- (7) 市場調査業務
- (8) 販売促進に関する情報・資料の収集、企画および提供
- (9) 食品・化粧品・家庭用電気製品などに関する展示会の企画、実施
- (10) コンピュータおよび周辺機器の販売、賃貸
- (11) コンピュータシステムおよびソフトウェアの開発、保守、運営および販売
- (12) 酒類、煙草類の販売
- (13) 実地棚卸サービスの提供
- (14) コンビニエンスストア・スーパーマーケットなどの店舗経営
- (15) インターネットを利用した電子商取引業務およびその仲介業務ならびに各種情報提供サービス業
- (16) 電話代行業務ならびに通信事業者等の営業活動の代行業務および支援業務
- (17) 投資事業
- (18) 各種資格取得講座・カルチャー講座・レッスン教室の運営
- (19) 社員研修会の開催
- (20) 経営コンサルタント業
- (21) 書籍・出版物・広告の企画制作および出版ならびに販売
- (22) 一般商品の製造および販売業
- (23) 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守および販売業
- (24) 各種情報の収集、処理および提供に関する事業
- (25) 各種イベントの企画・運営・実施
- (26) 発電および電気供給・売買
- (27) 温室効果ガス排出権の売買
- (28) 上記各号に附帯するコンサルティング業務その他一切の業務

(29) 上記各号に掲げる以外の事業

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、43,732,400株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権

の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
- 3 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任された

ものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(設立の方法)

第 1 条 当社の設立は、会社法第 7 7 2 条の株式移転による。

(最初の事業年度)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 2 5 年 3 月末日までとする。

(役員の報酬等)

第 3 条 第 27 条および第 35 条の定めにかかわらず、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役および監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役の報酬等の総額は、400,000 千円以内とする。

(2) 監査役の報酬等の総額は、100,000 千円以内とする。

(附則の削除)

第 4 条 本附則は、当社設立後最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

株式会社ピーアンドピー第5回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

株式会社ピーアンドピー第5回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

従業員 134名

計 1,015個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は株式会社ピーアンドピー(以下、「当社」という。)の普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。以下同じ)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

記

(1) 当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式無償割当て} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成32年6月30日までとする。

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

- (1) 以下の、
当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (2) 新株予約権者が、11.に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

- (3) その他の取得事由および取得条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たりにつき、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる価額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても甲または甲の関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の従業員であることを要する。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
12. 募集新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成24年6月29日
14. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
15. 募集新株予約権の行使請求受付場所
その時々における当社当該業務担当部署
16. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
17. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
18. 発行要項の公示
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. 停止条件
本募集新株予約権の発行は、平成24年6月20日開催予定の第25期定時株主総会において「ストックオプション割当てのための新株予約権を引き受ける者の募集および割当てに関する件」が承認可決されることを条件とする。
20. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

株式会社P & Pホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

株式会社P & Pホールディングス第1回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

従業員 134名

計 1,015個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は株式会社P&Pホールディングス(以下「当社」という。)の普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。以下同じ)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式会社ピーアンドピー第5回新株予約権の行使価額(割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。))の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額)に株式移転比率である1/100を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

記

(1) 当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成32年6月30日までとする。

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
8. 募集新株予約権の取得条項
- (1) 以下の、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (2) 新株予約権者が、11.に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) その他の取得事由および取得条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たりにつき、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる価額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記6.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11.に準じて決定する。
10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. 募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても甲または甲の関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の従業員であることを要する。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成24年10月1日

14. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使請求受付場所

その時々における当社当該業務担当部署

16. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

17. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. 停止条件

本募集新株予約権の発行は、平成24年6月20日開催予定の株式会社ピーアンドビー第25期定時株主総会において「ストックオプション割当てのための新株予約権を引き受ける者の募集および割当てに関する件」および「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決されることを条件とする。

20. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

株式会社ピーアンドピー第6回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

株式会社ピーアンドピー第6回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役	6名
計	775個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は株式会社ピーアンドピー(以下、「当社」という。)の普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。以下同じ)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成54年6月30日

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

(1) 以下の、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、11.に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) その他の取得事由および取得条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日

をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても甲または甲の関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役または従業員であることを要する。ただしこれらの地位を喪失した日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成24年6月29日(割当日)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：15年間
- (5) ボラティリティ()：(平成16年12月2日から平成24年6月29日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値等に基づき算出した株価変動性
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

上記により算出される金額は本新株予約権の公正価格であり、同価格の割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務が相殺されるため、本新株予約権は有利発行には該当しない。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成24年6月29日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年6月29日

15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

その時々における当社当該業務担当部署

17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

20. 停止条件

本募集新株予約権の発行は、平成24年6月20日開催予定の第25期定時株主総会において「取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与する件」が承認可決されることを条件とする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社P & Pホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

株式会社P & Pホールディングス第2回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役	6名
計	775個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は株式会社P&Pホールディングス(以下「当社」という。)の普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。以下同じ)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成54年6月30日

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

(1) 以下の、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、11.に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) その他の取得事由および取得条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日

をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても甲または甲の関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役または従業員であることを要する。ただしこれらの地位を喪失した日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

下記14. の払込期日における、株式会社ピーアンドピー第6回新株予約権の時価と同額とする。なお株式会社ピーアンドピー第6回新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成24年6月29日(割当日)の大阪証券取引所におけるピーアンドピー普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：15年間
- (5) ボラティリティ()：(平成16年12月2日から平成24年6月29日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値等に基づき算出した株価変動性
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成24年10月1日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年10月1日

15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

その時々における当社当該業務担当部署

17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

20. 停止条件

本募集新株予約権の発行は、平成24年6月20日開催予定の株式会社ピーアンドピー第25期定時株主総会において「取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件」および「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決されることを条件とする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社 P & P ホールディングス (株式移転設立完全親会社・持株会社)	株式会社ピーアンドピー (株式移転完全子会社)
株式移転比率	100	1

(注)

株式の割当比率

本株式移転に伴い、ピーアンドピーの普通株式1株に対して当社の普通株式100株を割当交付いたします。なお、持株会社の単元株式数は100株といたします。

本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 10,933,100株

平成24年3月31日現在のピーアンドピーの発行済株式総数に基づいて算定しており、本株式移転の効力発生に先立ち、ピーアンドピーの発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する新株式数は変動します。

2. 株式移転比率の算定根拠等

(1)算定の根拠

本株式移転におきましては、ピーアンドピー単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時のピーアンドピーの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様にも利益を与えないことを第一義としております。また、単元株式数を100株とするため、株主の皆様の所有するピーアンドピーの普通株式1株に対して、当社の普通株式100株を割当交付することといたしました。

(2)第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

ピーアンドピーは単元株式制度を導入しておりませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 買取請求権の行使の方法について

ピーアンドピーの株主が、その有するピーアンドピーの普通株式につき、ピーアンドピーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピーアンドピーに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピーアンドピーが上記定時株主総会の決議の日（平成24年6月20日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2. 議決権の行使の方法について

ピーアンドピーの株主による議決権の行使の方法としては、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピーの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。（なお、株主は、ピーアンドピーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ピーアンドピーに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成24年6月19日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参

考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ピーアンドピーに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は平成24年6月16日までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ピーアンドピーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

3. 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるピーアンドピーの株主に割り当てられます。株主は、自己のピーアンドピーの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

8【組織再編成に関する手続(公開買付けに関する手続)】

(1)組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ピーアンドピーは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ピーアンドピーの本店において平成24年6月5日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成24年5月10日開催のピーアンドピーの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、ピーアンドピーの平成24年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ピーアンドピーの営業時間内にピーアンドピーの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2)組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月31日 定時株主総会基準日
平成24年5月10日 株式移転計画書作成承認取締役会
平成24年6月20日(予定) 株式移転計画承認定時株主総会
平成24年9月26日(予定) ピーアンドピー株式上場廃止日
平成24年10月1日(予定) 当社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成24年10月1日(予定) 当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3)組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

ピーアンドピーの株主が、その有するピーアンドピーの普通株式につき、ピーアンドピーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月20日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピーアンドピーに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピーアンドピーが、上記定時株主総会の決議の日(平成24年6月20日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるピーアンドピーの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下の通りです。これらピーアンドピーの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

株式会社ピーアンドピー

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	15,808,719	18,853,826	21,934,227	21,445,512	22,689,603
経常利益 (千円)	827,566	642,213	377,715	509,346	512,923
当期純利益 (千円)	404,263	372,622	67,317	235,172	281,077
包括利益 (千円)				237,113	281,487
純資産額 (千円)	2,621,919	2,901,340	2,883,863	2,969,259	3,143,288
総資産額 (千円)	4,574,307	4,928,141	5,364,108	5,371,959	5,903,260
1株当たり純資産額 (円)	24,659.31	27,365.73	27,186.64	27,631.56	29,251.05
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,854.52	3,588.60	651.17	2,268.72	2,615.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3,714.85	3,476.46	631.18	2,206.09	
自己資本比率 (%)	56.7	57.4	52.4	55.3	53.2
自己資本利益率 (%)	15.6	13.7	2.4	8.0	9.2
株価収益率 (倍)	6.1	5.0	31.5	8.0	7.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	451,998	485,149	138,693	442,308	660,782
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	236,125	289,743	132,893	276,277	395,045
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	104,571	133,401	86,843	75,697	106,934
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,036,852	2,098,856	1,740,425	1,830,759	1,989,561

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 第25期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載の通りです。

2【沿革】

当社グループの沿革の概要は次のとおりであります。

平成24年5月10日 ピーアンドピー取締役会においてピーアンドピーの単独株式移転による持株会社「株式会社 P & Pホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成24年6月20日 ピーアンドピーの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ピーアンドピーがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成24年10月1日 ピーアンドピーが株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場(予定)

なお、ピーアンドピーの沿革につきましては、ピーアンドピーの有価証券報告書(平成23年6月23日提出)をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、アウトソーシング事業及び人材派遣事業を行う子会社等の株式を保有することにより当該会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるピーアンドピー及びその関係会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業内容は以下の通りです。

(1) アウトソーシング事業

アウトソーシング事業は、主としてピーアンドピー、並びにその関係会社である株式会社ピーアンドピー・インボックスが携わっております。

当社グループのアウトソーシング事業は、デジタル情報家電、移動体通信機器、健康器具、食品、化粧品等の製造及び運営事業者並びにその商社系・メーカー系一次代理店から、様々なセールス・プロセス活動を受託する事業、及び流通・小売系クライアントより棚卸業務を受託する事業であります。

当社グループのクライアントであるメーカー等の事業者が販売活動を行う場合には、量販店など小売店の流通チャネルを通じて販売いたしますが、その膨大な数の流通チャネルをきめ細かくフォローしていくためには、自社の人員だけでは必ずしも十分とはいえないため、当社グループがセールス・プロセス活動を受託し、クライアントの営業活動をトータルに支援するSPOサービス(注1)を提供しております。

このことはクライアントの販売活動において重要な役割を担っているものと考えており、SPOサービスを担うスタッフ(注2)の教育には特に力を注いでおります。そのため、接客ノウハウをはじめ、様々な販売スキルや専門的な商品知識、店舗ごとのフィールド研修(販売現場研修)などの教育を行うことでスタッフのスキルアップに努め、メーカーのマーケティング戦略を支援しております。

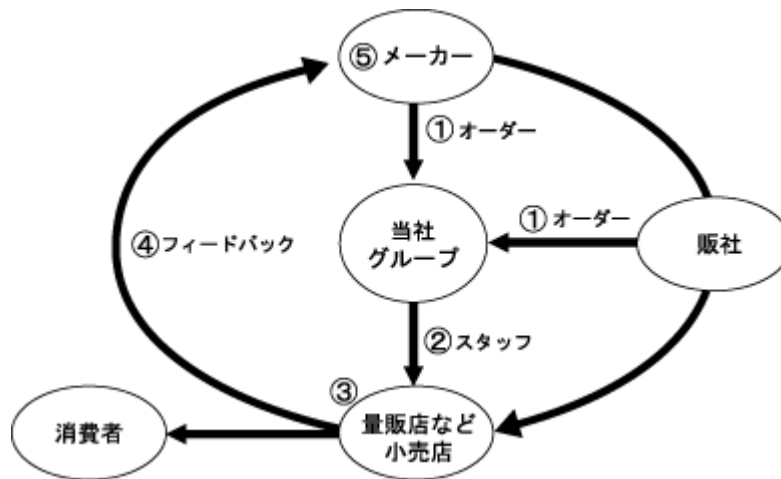
また、当社グループのスタッフマネジャー(注3)がクライアントの営業担当者に代わって販売現場を巡回し、売り場管理や情報の収集、スタッフのサポートなどを行って、販売現場とクライアントをつなぐ役割も果たしております。

さらに、ピーアンドピーが開発したPPRシステム(注4)を活用することで、販売現場の生きた情報を、リアルタイムに収集、集計分析した上でクライアントにフィードバックすることが可能となり、これがSPOサービスに更なる付加価値を加えていると考えております。

一方、棚卸業務の受託事業は、株式会社ピーアンドピー・インボックスが行っており、流通・小売系クライアントの店舗や倉庫等における商品棚卸業務を受託し、これまで培ってきたノウハウを活用することで効率的かつ正確な棚卸サービスを提供するよう努めております。

(注1) SPOサービスとは、「セールス・プロセス・アウトソーシングサービス」の略であり、メーカー等の営業部隊の一員として、量販店など小売店への営業促進から店頭販売に至るまでセールス・プロセス活動をトータルに支援するサービスのことであります。具体的には、メーカーセールスの店舗フォロー、販売現場の情報収集、販売戦略へのフィードバックなどセールスプロモーションとフィールドマーケティングを行う総合支援サービスであります。

S P Oサービスの概念図



クライアントと共にマーケティング戦略の企画・立案
 セールススタッフ等が店頭でメーカーのプロモーションに沿って販売戦略を実施
 販売動向など消費者と現場の「生の声」を吸い上げる
 現場から収集した情報をフィードバック
 情報を元にマーケティング戦略や売り場を改善していくことで、販促効果をアップ

- (注2) スタッフとは、メーカーの営業部隊の一員として量販店へのセールス活動を行う「セールスプロモーター」販売促進活動とともに販売動向を収集する「セールススタッフ」店頭での試飲や試食などを実施して商品認知度を高める「デモンストレーター」店頭ブースなどでマイクパフォーマンスを交えながら試供品やチラシ配布を行う「キャンペーンスタッフ」などセールス・プロセス活動を実施する者の総称であります。
- (注3) スタッフマネジャーとは、スタッフへのJITなどの研修を通じた事前フォローとスタッフのモラルおよびスキル向上を図るアフターフォローの機能を有する当社グループ社員を指します。一方で、クライアントニーズに合わせたセールス・プロセス活動をコントロールしており、スタッフから吸い上げた販売現場の情報をクライアントにフィードバックする機能も有しております。
- (注4) PPRシステム(P & P Reporting System)とは、ピーアンドピーにて独自に開発したシステムであり、WEB環境を用い、日本全国どこであっても、リアルタイムに必要な情報を報告できるシステムとなっております。独自に開発しているため、お客様の要望に合わせたカスタマイズが可能なシステムです。

(2) 人材派遣事業

人材派遣事業は、主としてピーアンドピー、株式会社ジャパンプロスタッフ及び株式会社ピーアンドピー・キャリアが携わっております。

当社グループにおける人材派遣事業は、主にデジタル情報家電や移動体通信機器の販売員や生鮮技術者等の専門的な技能を必要とする職種の人材を派遣しているほか、一般事務及びコールセンター等への人材派遣も行っており、特に小売・流通・各種一般消費財メーカーのクライアントに対して強みを持つと考えており、あらゆる場面において、人材派遣のサービスを提供しております。

また、今後は、インターネットを中心とした通信販売事業者からのコールセンター事業のニーズが高まってくると予想されます。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるピーアンドピーの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 組織再編成後の企業集団の概要」に記載の通りであります。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下の通りであります。

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
アウトソーシング事業	409
人材派遣事業	
合計	409

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 ピーアンドピーの企業集団は、事業の種類ごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

ピーアンドピーの連結子会社である株式会社ピーアンドピー・キャリアは、平成24年3月31日現在、58名の社員が、UIゼンセン同盟・人材サービスゼネラルユニオンに加入しています。なお、組合活動については、特記すべきことはなく、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの業績等の概要については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの生産、受注及び販売の状況については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの対処すべき課題については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりピーアンドピーの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在におけるピーアンドピーの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるということが想定されます。ピーアンドピーの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてピーアンドピーが判断したものです。

(1) 個人情報の管理について

平成17年4月より施行された個人情報保護法は、当社及び人材ビジネス業界にも影響があり、それに対する取組み方を誤れば、企業の存続に影響が生じる可能性があります。

当社では、この問題を重視し、従来より規定している個人情報管理規程を見直したうえで運用を厳格化しております。さらに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得（第10860391(04)号）するなど、個人情報管理体制の強化を行っております。

従いまして、当社では個人情報が漏洩する危険性は極めて低いと考えておりますが、万一、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用の低下による売上の減少または損害賠償による費用の発生等が起こることも考えられ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入及び料率改定の影響について

社会保険適用事業所が社員を雇用する場合、健康保険法及び厚生年金保険法により、社員を社会保険に加入させる義務があります。これにより、現場業務を担当するスタッフを含めた当社の雇用する労働者で社会保険適用該当者については、社会保険への加入を徹底しておりますが、今後加入対象者の要件が変更になった場合には、当社スタッフの加入対象者が増加します。また、平成16年の年金制度改革により、厚生年金保険料の料率は、平成29年まで段階的に引き上げられることから、平成29年まで毎年0.177%ずつ引上げられ、会社負担が毎年増加していく事が決定しております。このように、社会保険制度の改正による保険料率や被保険者の範囲等に変更がある場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スタッフの確保について

当社グループの事業における重要な要素の一つは、現場業務を担当するスタッフであります。事業の継続的な発展は、質の高いスタッフの確保如何にかかっていると一言でも過言ではありません。今後受注量をさらに拡大させていくためには、スタッフ確保対策を一層強化していく必要があります。そこで当社グループでは、募集方法を多様化し、WEB媒体に重点を置いた募集方法を採用するとともに、採用拠点の多様化など、求職者にとって応募しやすい環境を整えてまいります。さらに採用したスタッフの能力に合わせた独自のステップアップ研修メニューを実施することで、質の高いスタッフの確保及び採用可能なスタッフの範囲拡大を図っていく所存であります。今後計画通りにスタッフの確保ができない場合には、当社及び当社グループの成長の制約要因となる可能性があります。

(4) 競合について

当社グループが行うアウトソーシング事業及び人材派遣事業については、既に上場している会社を含めて競合会社が多数存在しております。また、比較的参入が容易なことから、競合がさらに激化する可能性もあります。当社においては、スタッフへの教育・研修、コンプライアンス体制の構築、個人情報管理体制の整備、商品コンセプトの提案から現場での販売促進、消費者の反応のフィードバックから販売状況等の分析までワンストップでサービスの提供を行う、販売支援のワンストップソリューション企業としてサービスを展開することにより、付加価値を高め、競合会社との差別化を図り、競合に打ち勝つべく努力していく方針であります。競争激化に伴う低価格化等の動向によっては、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 全国展開への対応について

クライアントの販促における展開が、マスメディア媒体を中心としたものから、現場を中心とした直接的な販促活動に移行しつつあることにより、当社グループは、全国拠点網を活かし、クライアントの全国一括受注ニーズにタイムリーに対応する体制を充実させ、受注体制の強化を図ってきております。しかしながら、これらの全国一括受注への対応が適切に行われない場合には、当社及び当社グループの成長の阻害要因になる可能性があります。

(6) 代表取締役及びその近親者の出資する会社との関係について

当社代表取締役である山室正之及びその近親者、並びにそれらの者が議決権の過半数を保有する会社が当社の議決権の過半数を所有しており、山室正之は支配株主に該当いたします。今後、山室正之及びその近親者、並びにそれらの者が議決権の過半数を保有する会社が当社株式の売却を行い、株主の構成に大きな変動のあった場合には、当社の事業計画に大きな影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制について

当社のグループ会社においては、労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の「一般労働者派遣事業」の許可を取得し、人材派遣事業を営んでおり、労働者派遣法に基づく規制を受けております。また、職業安定法に基づく有料職業紹介事業も行っており、職業安定法に基づく規制を受けております。その他、当社グループが行うアウトソーシング事業及び人材派遣事業に適用のある労働基準法などをはじめとした労働関連法令について、労働市場を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、改正ないし解釈

の変更などがあった場合、当社の事業計画・業績にもその影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの経営上の重要な契約等については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。また、本株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成（公開買付け）に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの研究開発活動については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるピーアンドピーの設備投資等の概要については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるピーアンドピーの主要な設備の状況については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるピーアンドピーの設備の新設、除却等の計画については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の状況は以下の通りとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,732,400
計	43,732,400

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,933,100	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,933,100	-	-

(注) 1 ピーアンドピーの発行済株式総数109,331株（平成24年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 ピーアンドピーは、当社の普通株式について、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に新規上場申請を行う予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

ピーアンドピーが、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピー第25期定時株主総会にて可決承認されることを停止条件として発行する予定の新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社新株予約権を交付します。

当社が交付する予定の新株予約権の状況は次のとおりです。

株式会社 P & Pホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成24年10月1日)
新株予約権の数(個)	1,015
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。また、単元株式数は100株あります。）
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書別紙3の4.をご参照ください
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書別紙3の6.をご参照ください

新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3の11.をご参照ください
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙3の9.をご参照ください

(注) ピーアンドピーは平成24年5月10日開催の取締役会において、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピー第25期定時株主総会にて可決承認されることを停止条件とする条件付のストックオプション(ピーアンドピー第5回新株予約権)の発行決議を行なっております。本新株予約権は株主総会での承認後の平成24年6月29日に発行される予定であります。当社は、ピーアンドピー第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その有するピーアンドピー新株予約権に代えて同等の当社第1回新株予約権を交付する予定です。

株式会社 P & P ホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成24年10月1日)
新株予約権の数(個)	775
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。また、単元株式数は100株あります。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書別紙5の4.をご参照ください
新株予約権の行使期間	平成24年10月1日から平成54年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書別紙5の6.をご参照ください
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙5の11.をご参照ください
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙5の9.をご参照ください

(注) ピーアンドピーは平成24年5月10日開催の取締役会において、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピー第25期定時株主総会にて可決承認されることを停止条件とする条件付のストックオプション(ピーアンドピー第6回新株予約権)の発行決議を行なっております。本新株予約権は株主総会での承認後の平成24年6月29日に発行される予定であります。当社は、ピーアンドピー第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その有するピーアンドピー新株予約権に代えて同等の当社第2回新株予約権を交付する予定です。

なおピーアンドピーは、新株予約権付社債は発行しておりません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下の通りとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月1日	10,933,100	10,933,100	1,384,091	1,384,091	552,622	552,622

(注) ピーアンドピーの発行済株式総数109,331株(平成24年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に当社

が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	10	34	4	1	2,958	3,010	
所有株式数(株)		2,716	1,233	30,886	234	2	74,260	109,331	
所有株式数の割合(%)		2.49	1.13	28.25	0.21	0.00	67.92	100.00	

(注) 自己株式 1,872株は、「個人その他」欄に含まれております。

(6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,872		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないピーアンドピーにおける標準となる株式であります。なお、ピーアンドピーは単元株式制度は導入しておりません。
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,459	107,459	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	109,331		
総株主の議決権		107,459	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成24年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日現在の自己株式については、以下の通りです。

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ピーアンドピー	東京都新宿区新宿 3-27-4	1,872		1,872	1.7
計		1,872		1,872	1.7

(7) 【ストックオプション制度の内容】

ピーアンドピーは平成24年5月10日開催の取締役会において、平成24年6月20日開催予定のピーアンドピー第25期定時株主総会にて可決承認されることを停止条件とする条件付のストックオプション（ピーアンドピー第5回新株予約権および第6回新株予約権）の発行決議を行っております。本新株予約権は株主総会での承認後の平成24年6月29日に発行される予定であります。当社は、ピーアンドピー第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その有するピーアンドピー新株予約権に代えて同等の当社第1回新株予約権を交付し、さらに、ピーアンドピー第6回新株予約権者に対し、その有するピーアンドピー新株予約権に代えて同等の当社第2回新株予約権を交付する予定であります。

当社が交付する予定の新株予約権の状況は次のとおりです。

株式会社 P & P ホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	平成24年6月20日（注）1
付与対象者の区分及び人数	従業員 134（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。

(注) 1 ピーアンドピー新株予約権の決議予定日であります。

2 上記人数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等により、割り当てる新株予約権の総数が減少する可能性があります。

株式会社 P & P ホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	平成24年6月20日 (注)1
付与対象者の区分及び人数	取締役 6 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。

(注)1 ピーアンドピー新株予約権の決議予定日であります。

- 2 上記人数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等により、割り当てる新株予約権の総数が減少する可能性があります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は利益配分について、株主への利益還元を重要な課題と考え、今後の事業展開のための財務体質の充実に
 勘案しながら、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とする予定であります。

なお、当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によっ
 て、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。

配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるピーアンドピーの株価の推
 移は以下の通りであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	67,500	36,000	31,550	26,100	25,020
最低(円)	22,190	14,400	15,500	13,800	16,290

(注) 株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日
 までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダ
 ード)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	平成24年4月	平成24年5月
最高(円)	18,600	19,990	20,500	25,020	20,480	20,170
最低(円)	17,560	18,460	19,230	19,710	19,390	16,780

(注) 株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

就任予定の役員 の 状況 は 以下 の と お り で あ り ま す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するピーアンドピーの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長	-	山室正之	昭和30年 1月20日生	昭和53年4月 株式会社ニチイ入社 昭和62年1月 ピーアンドピー設立 営業部長就任 平成7年5月 ピーアンドピー 取締役就任 平成14年3月 ピーアンドピー 代表取締役就任 平成19年8月 (株)ピーアンドピー・インベックス取締役就任(現任) 平成20年6月 株式会社ジャパンプロスタッフ代表取締役就任 平成21年7月 株式会社プレミア・スタッフ(現、ピーアンドピー・キャリア)取締役会長就任(現任) 平成22年6月 株式会社ジャパンプロスタッフ取締役就任(現任) 平成23年4月 ピーアンドピー 代表取締役兼営業本部長就任(現任)	(注)1	(1)28,198株 (2)2,819,800株
取締役	-	藤井一夫	昭和40年 8月18日生	昭和59年4月 中村ニット株式会社入社 昭和63年4月 ピーアンドピー入社 平成元年4月 ピーアンドピー 大阪営業所長就任 平成5年7月 株式会社ピーアンドピー(大阪)取締役就任 平成14年9月 ピーアンドピーと株式会社ピーアンドピー(大阪)合併 取締役大阪支社長就任 平成18年4月 ピーアンドピー 取締役関西支社長就任 平成20年7月 ピーアンドピー 取締役西日本地区担当就任 平成21年7月 ピーアンドピー 取締役西日本地区担当兼関西支社長就任 平成23年4月 ピーアンドピー 取締役西日本事業本部長兼関西支社長就任(現任)	(注)1	(1)1,136株 (2)113,600株
取締役	-	下村隆夫	昭和27年 10月4日生	昭和50年4月 株式会社東京相和銀行入行 平成15年11月 ピーアンドピー入社 営業部長就任 平成18年4月 ピーアンドピー 執行役員営業2部長就任 平成21年6月 ピーアンドピー 取締役営業2部長就任 平成21年10月 ピーアンドピー 取締役営業2部長兼東日本営業所担当就任 平成23年4月 ピーアンドピー 取締役営業本部副本部長兼東日本事業部長就任 平成23年10月 ピーアンドピー 取締役営業本部副本部長兼東日本事業部長兼人材開発部長就任 平成23年11月 ピーアンドピー 取締役営業本部副本部長兼東日本事業部長兼人材開発部長兼営業3部長就任(現任)	(注)1	(1)215株 (2)21,500株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有するピーアンドピーの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数
取締役	-	白井智章	昭和44年 8月31日生	平成5年4月 平成19年4月 平成19年8月 平成20年4月 平成21年6月 平成21年7月 平成21年10月 平成22年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成23年11月	日本火災海上保険株式会社入社 ピーアンドピー入社 執行役員 経営企画室長就任 株式会社ピーアンドピー・イン ンベックス監査役就任 ピーアンドピー 執行役員経 営企画部長就任 株式会社ピーアンドピー・イン ンベックス取締役就任（現 任） 株式会社プレミア・スタッフ （現、株式会社ピーアンド ピー・キャリア）取締役就任 （現任） ピーアンドピー 執行役員経 営管理本部長兼経営企画部長 就任 株式会社ジャパンプロスタッ フ取締役就任（現任） ピーアンドピー 取締役経営 管理本部長兼経営企画部長就 任 ピーアンドピー 取締役経営 戦略本部長兼経営企画部長就 任 ピーアンドピー 取締役経営 戦略本部長兼経営企画部長兼 事業開発部長就任（現任）	(注)1	(1)54株 (2)5,400株
取締役	-	荒木聰	昭和29年 9月26日生	平成15年7月 平成18年4月 平成19年4月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年7月	株式会社ラスコーポレーショ ン入社 ピーアンドピー入社 執行役員 経理部長就任 ピーアンドピー 執行役員カ スタマーセンター部長就任 ピーアンドピー 執行役員管 理本部長兼総務部長兼カス タマーセンター部長就任 ピーアンドピー 取締役管理 本部長兼総務部長兼カス タマーセンター部長就任 ピーアンドピー 取締役管理 本部長兼カスタマーセンター 部長就任（現任）	(注)1	(1)57株 (2)5,700株
取締役	-	木徳貴志	昭和34年 3月15日生	昭和57年4月 平成13年4月 平成14年2月 平成20年5月 平成20年7月 平成21年6月 平成21年7月 平成23年11月	株式会社ダイエー入社 日本ゲートウェイ株式会社入 社 株式会社徳岡入社 ピーアンドピー入社 ピーアンドピー 執行役員関 西支社長就任 ピーアンドピー 取締役関西 支社長就任 株式会社プレミア・スタッフ （現、株式会社ピーアンド ピー・キャリア）取締役副社 長就任 株式会社ピーアンドピー・ キャリア代表取締役社長就任 （現任）	(注)1	(1)41株 (2)4,100株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するピーアンドピーの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数
取締役	-	馬田 啓一	昭和24年 8月28日生	昭和54年3月 慶応義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了 昭和59年4月 杏林大学社会科学部助教授就任 平成4年4月 同大学社会科学部教授就任 平成5年4月 同大学大学院国際協力研究科教授就任（現任） 平成12年10月 日本国際経済学会常任理事（現任） 平成14年4月 杏林大学総合政策部教授就任（現任） 平成16年4月 杏林学園理事・評議員就任（平成20年3月まで） 平成23年6月 ピーアンドピー 取締役就任（現任）	(注)1	(1) (2)
常勤監査役	-	玉井 幸雄	昭和18年 1月1日生	昭和36年4月 株式会社東京相和銀行入行 平成9年11月 株式会社東総 代表取締役就任 平成10年5月 株式会社大和エスシー入社 平成14年6月 株式会社大和エスシー代表取締役就任 平成16年7月 ピーアンドピー 監査役就任（現任） 平成21年7月 株式会社プレミア・スタッフ（現、株式会社ピーアンドピー・キャリア）監査役就任（現任）	(注)3	(1)62株 (2)6,200株
監査役	-	杉山 浩	昭和41年 1月21日生	平成7年9月 杉山会計事務所設立 代表就任（現任） 平成16年1月 ピーアンドピー 監査役就任（現任）	(注)3	(1)104株 (2)10,400株
監査役	-	三木 敬裕	昭和31年 12月16日生	平成7年4月 弁護士登録（現職） 平成8年4月 三木法律事務所設立 平成17年6月 ピーアンドピー 監査役就任（現任）	(注)3	(1)62株 (2)6,200株
計						(1)29,929株 (2)2,992,900株

(注)1 取締役の任期は平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2 取締役 馬田 啓一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3 監査役の任期は平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役 玉井 幸雄、杉山 浩、三木 敬裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、株主重視の経営を基本方針として、意思決定の迅速化及び経営の健全性を高めるためのコンプライアンス体制の整備・強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題とする予定であります。

また、必要な会社情報を、タイムリーに、正確に、公平にディスクロースし、公正で透明な経営を維持するとともに、積極的なIR活動を行うことで、株主・投資家とのコミュニケーションを推進する予定です。

会社の機関

当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役会及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬総額は400百万円以内とし、監査役の報酬総額は100百万円以内とする旨を定款で定める予定です。）

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とすることを定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役との責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

監査役の定数

当社の監査役は5名以内とすることを定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨を定款で定める予定です。

監査役との責任限定契約の概要

当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、太陽A S G有限責任監査法人に委嘱する予定です

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるピーアンドピーの経理の状況については、ピーアンドピーの有価証券報告書（平成23年6月23日提出）、訂正有価証券報告書（平成23年11月14日提出）、四半期報告書（平成23年8月12日、平成23年11月14日及び平成24年2月14日提出）及び訂正四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照ください。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	4月1日から3月31日まで（但し、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成25年3月31日までとする予定です。）
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	未定
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは未定である。
株主に対する特典	なし

（注）当社定款第10条の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．単元未満株式の買増しを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月23日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第25期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第25期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月4日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月27日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成24年5月10日に関東財務局長に提出

【有価証券報告書の訂正報告書】

訂正報告書（上記 有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年11月14日に関東財務局長に提出

【四半期報告書の訂正報告書】

訂正報告書（上記 四半期報告書（第1四半期）の訂正報告書）を平成23年11月14日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ピーアンドピー 本店

（東京都新宿区新宿三丁目27番4号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるピーアンドピーの平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
山室 正之	東京都豊島区	28,198	25.79
株式会社 ワイ・リンク	東京都豊島区要町2-35-8	27,160	24.84
山室 かおる	東京都豊島区	5,252	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,214	2.02
株式会社 エイジス	千葉県千葉市花見川区幕張町4-544-4	2,058	1.88
株式会社 ピーアンドピー	東京都新宿区新宿3-27-4	1,872	1.71
藤井 一夫	兵庫県揖保郡太子町	1,136	1.03
ピーアンドピー社員持株会	東京都新宿区新宿3-27-4	909	0.83
太田 和秀	岡山県岡山市北区	866	0.79
井餘田 恭大	東京都世田谷区	826	0.75
計	-	70,491	64.47

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日(平成24年6月4日)現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日(平成24年6月4日)現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。